

j - 関連法

j-1 電気事業法 2003(平成 15)年改正の概要

- 2003(平成 15)年 6 月に、改正電気事業法が成立し、最終施行日は 2005(平成 17)年 4 月 1 日。
- 改正のポイントは、ネットワーク部門の公平性・透明性確保、広域流通の円滑化など。

2003(平成 15)年 2 月の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の答申を受けて、同年 6 月に電気事業法が改正・公布された。改正のポイントは以下のとおり。

1. ネットワーク部門の公平性・透明性確保

- ①ネットワーク部門の公平性・透明性について、市場参加者の信頼を確保し得るよう、ネットワーク部門について、アクセス情報等の目的外利用の禁止、不当な差別的取り扱いの禁止、他部門との内部相互補助を防止するための会計分離及びその結果の公表の義務付け等の措置を講じる。

施行：2005(平成 17)年 4 月 1 日

＜主要関連条文 第 24 条の 5、第 24 条の 6＞

- ②電力会社、新規参入者や学識経験者等が公平・透明な手続きの下で送配電部門に係るルール策定及び運用状況の監視等を行う仕組み(中立機関)を構築する。(行政は公平性・透明性の遵守に係る事後チェックのみ実施)

施行：2003(平成 15)年 12 月 17 日

＜主要関連条文 第 93 条～第 99 条の 4＞

2. 広域流通の円滑化

供給区域を跨ぐごとに課金される仕組み(振替供給料金)を廃止する等、現行の託送制度を見直し、広域的な電力取引を円滑化する。

施行：2005(平成 17)年 4 月 1 日

＜主要関連条文 (改正後の)第 24 条の 3＞

3. 供給力の多様化に資する分散型電源による電力供給の容易化

二重投資による著しい社会的弊害が生じる場合を除き、コジェネ等の分散型電源から、自由化需要に対し、自前の送電線により電力を供給することを可能とする。

施行：2005(平成 17)年 4 月 1 日

＜主要関連条文 第 16 条の 3、第 2 条第 1 項第 7 号＞

4. 小売自由化範囲の一層の拡大

小売自由化範囲は、2004(平成 16)年度に 500kW 以上、平成 17 年度に 50kW 以上に拡大。(ただし、沖縄電力については 2004(平成 16)年 4 月に原則 2,000kW 以上までに拡大。)2008(平成 20)年には家庭部門を含めた低圧需要の自由化についても議論されたが、自由化の環境が整っていないことなどから 5 年後をめどに範囲拡大の是非を検討することになっている。

施行：2004(平成 16)年 4 月 1 日

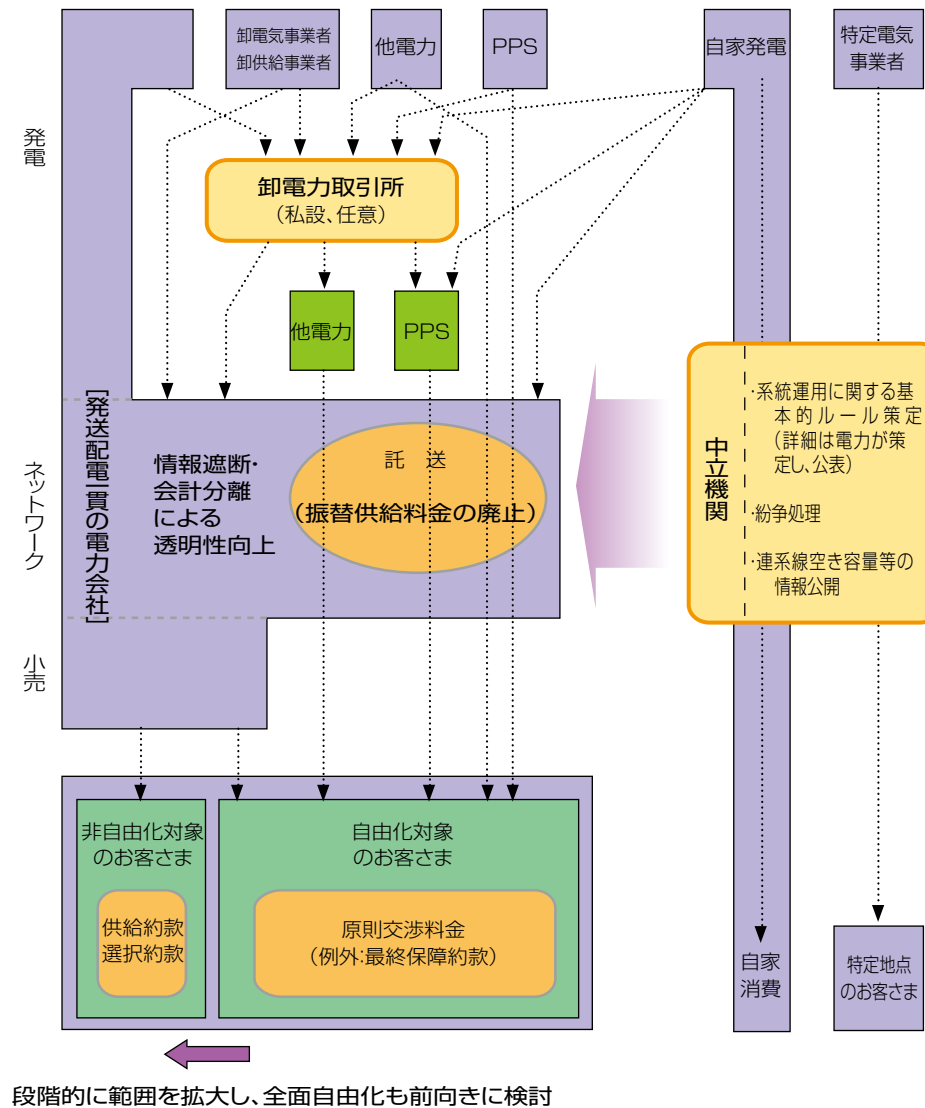
及び 2005(平成 17)年 4 月 1 日

(改正省令の附則に規定される見込み)

＜主要関連条文 電気事業法施行規則 第 2 条の 2＞

j-1 電気事業法 2003(平成 15)年改正の概要 (続き)

●平成 15 年制度改正における電力供給システムの概要



j-2 電気事業法 2011(平成 23)年改正の概要

- 2011(平成 23)年 8 月に改正電気事業法が成立した。
- 改正のポイントは、再生可能エネルギー固定価格買取制度のサーチャージに起因する料金改定の簡易かつ機動的な手続きと、再生可能エネルギー電気の導入拡大の円滑化を図るための送配電ネットワーク利用制度の整備。

2011(平成 23)年 1 月の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会の中間とりまとめを受け、同年 8 月に電気事業法が改正・公布された。改正のポイントは以下のとおり。

1. 簡易かつ機動的な料金改定手続

買取制度による賦課金(サーチャージ)等、外生的・固定的なコストの変動に起因する料金改定について、簡易かつ機動的な手続き(事前届出(必要に応じて変更命令))により行うことができるようにする。

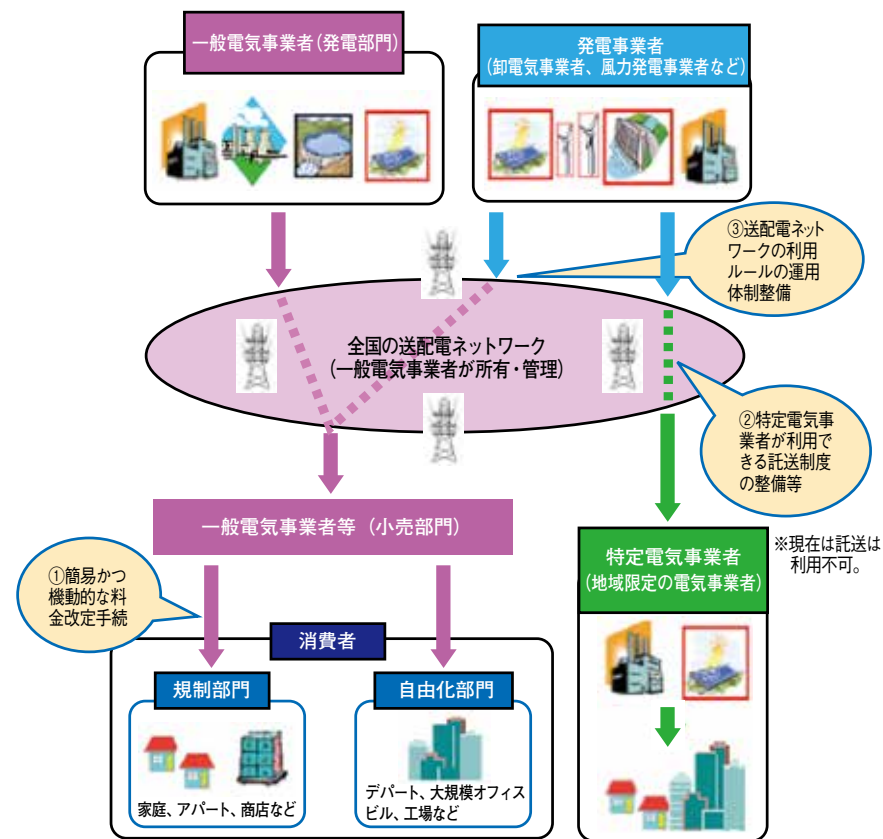
※ 上記改正にあわせ、ガス事業法についても制度整備が行われた。

2. 特定電気事業者が利用できる託送制度の整備等

特定電気事業者が、一般電気事業者の送配電ネットワークを經由して再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、託送制度を整備する。

3. 送配電ネットワーク利用ルールの運用体制整備

買取制度により、送配電ネットワークに接続する発電設備が増加し、その接続の可否、接続地点等についての紛争が増加すると予想される。そのため、送配電ネットワークの利用ルールの策定とその運用状況の監視、発電事業者と送配電ネットワーク運用者(一般電気事業者)との間の紛争解決について、体制を整備する。



(出典) 経済産業省の資料を元に作成

j-3 電気事業法 2013(平成 25)年改正、2014(平成 26)年改正、2015(平成 27)年改正の概要(電力システム改革)

- 政府は、2013(平成 25)年 2 月の総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会の報告書を受け、同年 4 月に「電力システムに関する改革方針」を閣議決定。
- 改革方針では、電力システム改革の目的として、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を掲げ、この目的の下、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という 3 本柱からなる改革を、3 段階に分けて進めることとされた。
- これを受け、電気事業法は、2013(平成 25)年 11 月に第 1 弾改正、2014(平成 26)年 6 月に第 2 弾改正、2015(平成 27)年 6 月に第 3 弾改正が行われた。

2013(平成 25)年 11 月に電気事業法が改正(第 1 弾改正)・公布された。改正のポイントは以下のとおり。

1. 広域的運営の推進

①広域的運営推進機関の創設

電力需給のひっ迫時にエリアを越えて広域的な電力融通の指示等を行う「広域的運営推進機関」(認可法人)を創設する。

②経済産業大臣による供給命令の見直し

供給命令の発動要件を災害等非常時以外にも拡充。また、卸供給事業者に対する供給命令制度等も新たに整備する。

2. 自己託送制度の見直し

自家発設置者が、別の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合に、一般電気事業者に対してその送配電網を利用させる義務を課す。

3. 電気の使用制限命令に係る制度の見直し

「罰則付きの命令」のみが規定されている電気の使用制限措置について、より緩やかな措置として、経済産業大臣による勧告制度を創設する。

2014(平成 26)年 6 月に電気事業法が改正(第 2 弾改正)・公布された。改正のポイントは以下のとおり。

1. 小売参入の全面自由化の実施

①一般電気事業者にししか認められていない家庭等の小口需要への電気の供給について、登録を受けた小売電気事業者であれば可能とする。

②小売参入の全面自由化に伴い、電気事業の類型を見直し、発電(届出)、送配電(許可)、小売(登録)の事業区分に応じた規制体系へ移行する。

現行制度(部分自由化)		小売参入全面自由化後		
一般電気事業者 (10 電力)		3 事業を兼業(現行の体制と同様)		
●「一般の需要」への供給を行う ●家庭等の規制部門への供給は、供給義務・地域独占・料金規制(総括原価方式:認可制)		発電事業	送配電事業	小売電気事業
特定規模電気事業者 (新電力)				
●自由化された大口需要(「特定規模需要」)への供給を行う。		発電事業		小売電気事業
卸電気事業者、卸供給事業者等				
●一般電気事業者・特定規模電気事業者への供給を行う。		発電事業		
		【届出制】 ●イコールフットィングのため一律規制	【許可制】 ●公的インフラたる配電網を運営 ●地域独占・料金規制(総括原価方式等:認可制)	【登録制】 ●「一般の需要」(全需要家)に自由に供給 ●供給力確保義務 ●イコールフットィングのため一律規制

(出典) 経済産業省 HP

(次画面へ続く)

j-3 電気事業法（続き）

2. 電気の安定供給を確保するための措置

①一般送配電事業者に対する措置

安定供給を確保するため、一般送配電事業者に対し、需給バランス維持義務（周波数維持義務）、送配電網の建設・保守義務（託送供給義務）、最終保障サービス義務、離島ユニバーサルサービス義務を課す。これらを着実に実施できるよう、従来制度と同様の地域独占、料金規制（総括原価方式等：認可制）を措置する。

②小売電気事業者に対する供給力確保義務

小売電気事業者に対し、自らの顧客需要に応ずるために必要な供給力を確保することを義務づける。

③広域的運営推進機関による発電所建設者の公募措置

将来的に日本全体で供給力が不足すると見込まれる場合に備えたセーフティネットとして広域的運営推進機関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設する。

3. 需要家保護を図るための措置

①現在の一般電気事業者に対して、経過措置として当分の間、料金規制（特定小売供給約款：認可制）を継続する。（自由料金での提供も可能）

②小売電気事業者に対し、需要家保護のための規制（契約条件の説明義務等）を課す。

2015（平成27）年6月に電気事業法が改正（第3弾改正）・公布された。本改正による電力システム改革に併せ、ガスや熱供給の分野の改革も一体的に進めることとし、ガス事業法の改正、熱供給事業法の改正、さらに、電力・ガス取引監視等委員会を設立するための経済産業省設置法等の改正も行われた。電気事業法の改正のポイントは以下のとおり。

1. 送配電事業の中立性確保

①一般送配電事業者・送電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことを禁止する。（兼業規制による法的分離）

②適正な競争関係を確保するため、一般送配電事業者・送電事業者と、そのグループの発電事業者や小売電気事業者に対し、取締役の兼職禁止等の行為規制を課す。

2. 小売料金の規制撤廃

小売料金規制の経過措置について、対象事業者を指定する制度とし、適正な競争関係が確保されている供給区域では経過措置の解除を可能とする。

3. その他の改正事項

①一般電気事業者に認められている一般担保付社債の発行の特例を廃止する。また、政投銀や沖縄公庫による一般担保付貸付金を廃止する。

②需要抑制の活用に資する電力量調整供給に係る規定の整備や、風力発電への定期的な検査の導入、保安規制の合理化を行う。

4. 検証規定

法施行やエネルギー基本計画の実施の状況、需給状況等について各段階で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

j-4 エネルギー政策基本法

- エネルギー政策基本法は、安定供給の確保、環境への適合とこれらを十分考慮した市場原理の活用が3つの柱。
- 政府は、エネルギー需給に関する施策についての基本方針に則り、エネルギー需給に関する施策を総合的に策定・実施する。

この法律は、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、国および地方公共団体の責務等を明確化するとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに、わが国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的として、2002（平成14）年6月14日に公布された。

●エネルギー政策基本法の概要

条	条文のポイント
1(目的)	●エネルギー需給に関する施策に関し、基本方針を定め、国・地方公共団体の責務等を明確化し、エネルギー需給に関する施策の基本となる事項を定める。 ●エネルギー需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進。 ●地域・地球の環境保全に寄与、わが国・世界の経済社会の持続的発展に貢献。
2(安定供給の確保)	●エネルギーの安定供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、エネルギー供給源の多様化・エネルギー自給率の向上・エネルギーの分野における安全保障を図ることが基本。 ●他のエネルギーによる代替、貯蔵が著しく困難なエネルギー供給は、その信頼性・安定性が確保される施策が必要。
3(環境への適合)	●エネルギー消費の効率化、太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギーの利用への転換、化石燃料の効率的な利用推進等、地球温暖化防止・地域環境保全が図られたエネルギー需給の実現、併せて循環型社会の形成に資するための施策推進。
4(市場原理の活用)	●エネルギー需給に関する経済構造改革は、前二条の政策目的を十分考慮しつつ事業者の自主性・創造性が発揮され、エネルギー需要者の利益が確保されることを旨とする。
5(国の責務)	●国は、2から4条に定めるエネルギー需給に関する施策について基本方針に則り、エネルギー需給に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。 ●国は、エネルギー使用にあたっては、エネルギー使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努める必要がある。

（次画面へ続く）

j-4 エネルギー政策基本法（続き）

条	条文のポイント
6(地方公共団体の責務)	●地方公共団体は、基本方針に則り、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有する。 ●地方公共団体は、エネルギー使用にあたっては、エネルギー使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努める必要がある。
7(事業者の責務)	●事業者は、事業活動に際し、自主性・創造性を発揮し、エネルギーの効率的利用、エネルギーの安定的供給、地域・地球の環境保全に配慮したエネルギー利用に努め、国・地方公共団体の実施する施策に協力する責務を有する。
8(国民の努力)	●国民は、エネルギー使用にあたっては、その使用の合理化、新エネ活用に努める。
9(相互努力)	●国、地方公共団体、事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体は、エネルギー需給に関し、相互に、その果たす役割を理解、協力する。
10(法制上の措置等)	●政府は、エネルギー需給に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上または金融上の措置その他の措置を講じる。
11(国会に対する報告)	●政府は、毎年、国会に、エネルギー需給に関して講じた施策の概況に関する報告を提出する。

条	条文のポイント
12(エネルギー基本計画)	●政府は、エネルギー需給に関する基本的な計画(エネルギー基本計画)を定める。 ●エネルギー基本計画は、次に掲げる事項を定める。 1.エネルギー需給に関する施策についての基本的な方針 2.エネルギー需給に関し、長期的、総合的、計画的に講ずべき施策 3.エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策 4.前3号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するために必要な事項 ●経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、基本計画案を作成し、閣議の決定を求める。閣議の決定があったときは基本計画を速やかに国会に報告するとともに公表。 ●政府は、エネルギーを巡る情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があれば変更する。 ●政府は、基本計画について、毎年度、予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずる。
13(国際協力の推進)	●国は、世界のエネルギーの需給の安定及びエネルギーの利用に伴う地球温暖化の防止等の地球環境の保全に資するため、国際的なエネルギー機関等への協力、研究者等の国際的交流、二国間及び多国間におけるエネルギー開発協力その他の国際協力を推進するために必要な措置を講ずる。
14(エネルギーに関する知識の普及等)	●国は、広く国民があらゆる機会を通じてエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努めるとともに、営利を目的としない団体の活用に配慮しつつ、エネルギーの適切な利用に関する啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずる。

j-5 エネルギー基本計画

- エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るために策定。
- 基本方針は、「安定供給の確保」、「環境への適合」、及びこれらを十分に考慮した「市場原理の活用」。

エネルギー基本計画は、2002（平成 14）年 6 月 14 日に公布されたエネルギー政策基本法第 12 条に基づいて策定するものであり、エネルギー需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、基本方針（「安定供給の確保」「環境への適合」及びこれらを十分に考慮した「市場原理の活用」）や講ずべき施策などから構成されている。

2003（平成 15）年 10 月の策定後、2007（平成 19）年 3 月に第一次改定がなされ、その後のエネルギーを取り巻く環境変化を踏まえて、2010（平成 22）年 6 月に第二次改定が行われた（2010（平成 22）年 6 月 18 日閣議決定）。

その後、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとした、エネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、2014（平成 26）年 4 月 11 日に新しいエネルギー基本計画が閣議決定された。

エネルギー基本計画の概要

I エネルギーの需給に関する施策についての基本的方針

1. エネルギー政策の原則と改革の視点
 2. 各エネルギー源の位置付け及び施策の方向性
- (1) 再生可能エネルギー

- ・現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスの排出のない有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源。3 年間、

導入を最大限加速。その後も積極的に推進。

(2) 原子力

- ・低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源。原発依存度については、省エネ・再エネの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。その方針の下で、我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、技術・人材維持等の観点から、確保していく規模を見極める。

(3) 石炭

- ・安定供給性及び経済性に優れた重要なベースロード電源として再評価されており、環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源

(4) 天然ガス

- ・温室効果ガスの排出が少なく、ミドル電源の中心的役割を担う、今後役割を拡大する重要なエネルギー源

(5) 石油

- ・備蓄も豊富なことから、他の喪失電源を代替するなど、ピーク電源及び調整電源として一定の機能を担う、今後とも活用していく重要なエネルギー源

(6) LP ガス

- ・温室効果ガスの排出が比較的低く、ミドル電源として活用可能であり、平時のみならず緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなエネルギー源

II エネルギー需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ・徹底した省エネルギー社会の実現と、スマートで柔軟な消費活動の実現
- ・再生可能エネルギーの導入加速
- ・原子力政策の再構築
- ・化石燃料の効率的・安定的な利用のための環境の整備
- ・市場統合を通じた総合エネルギー企業等の創出と、エネルギーを軸とした成長戦略の実現 等

III 戦略的な技術開発の推進

IV 国民各層とのコミュニケーションとエネルギーに関する理解の深化

j-6 電源三法 — ① 電源開発促進税法

●一般送配電事業者から電源開発促進税を徴収することを定めた法律。

電源開発促進税法の目的

この法律は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設などの設置を促進、発電施設の利用の促進及び安全の確保ならびに電気の供給の円滑化を図る等のために必要な費用の財源として、一般送配電事業者から電源開発促進税を徴収することを目的としており、1974(昭和49)年6月6日に公布された。

課税と納付のしくみについて

①課税される物件

一般送配電事業者の販売電気（他からの需要に応じ供給した電気および自ら使用した電気）が課税物件とされている。

※融通供給、振替供給のための電気や一般送配電事業者が発電のために直接使用する電気は非課税。

②課税標準

販売電気の電力量を課税標準とする従量税。

※定額料金制の販売電気の電力量は、需要設備の電力容量、用途、場所などの事情を考慮し、電源開発促進税法施行令に定められた算定方法により計算する。

③税率

販売電気 1,000kWhにつき 375 円

④税額の申告と納付

一般送配電事業者は、お客さまから料金の支払を受ける権利が確定した月および自ら使用した月の翌月末までに、毎月その販売電気の電力量と電源開発促進税額などを記載した申告書を所轄税務署長に提出し、同時に電源開発促進税を納付しなければならない。

電源開発促進税法は、特別会計に関する法律（旧電源開発促進対策特別会計法）、発電用施設周辺地域整備法と相互に機能して電源立地促進対策を推進する制度を形成しており、この3つの法律を総称して一般的に「電源三法」という。

j-7 電源三法 — ② 特別会計に関する法律（旧電源開発促進対策特別会計法）

- 電源開発促進税等の経理について特別会計を設置することを定めた法律。
- 特別会計の使途は電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策の3分野に限定。

特別会計に関する法律（旧電源開発促進対策特別会計法）の目的

電源開発促進対策特別会計法は、電源開発促進税の収入を財源として行う電源開発促進対策に関する政府の経理を明確にするために、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することを目的としており、1974(昭和49)年6月6日に公布された。

特別会計改革により全ての特別会計に適用される法律が2007(平成19)年通常国会において審議され、特別会計に関する法律が成立した。この法律の成立に伴い全ての特別会計法は廃止された。なお、電源開発促進対策特別会計は、2007(平成19)年度から石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と統合され、新たにエネルギー対策特別会計となった。

電源開発促進対策の範囲

この法律により定められた特別会計から資金を支出できるのは、電源立地対策、電源利用対策および原子力安全規制対策に限定されている。その範囲は次の通りである。

① 電源立地対策

公共用施設整備計画および利便性向上等事業計画に基づく電源立地地域対策交付金の交付、発電の用に供する施設の設置および運転の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定めるもの等。

② 電源利用対策

発電用施設の利用の促進および安全の確保ならびに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置で政令に定めるもの等。

③ 原子力安全規制対策

原子力発電施設または再処理施設など原子力発電と密接に関連する施設等であって、原子力事業所に設置されるものに関する安全の確保を図るための措置で政令に定めるもの等。

特別会計に関する法律（旧電源開発促進対策特別会計法）は、同時に制定された電源開発促進税法、発電用施設周辺地域整備法と相互に機能して電源立地促進対策を推進する制度を形成しており、この3つの法律を総称して一般的に「電源三法」という。

j-8 電源三法 ― ③ 発電用施設周辺地域整備法

- 発電用施設周辺地域に電源立地地域対策交付金（電源立地促進対策交付金相当部分）を交付。
- 地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設を円滑に設置、運転。

この法律は、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとってきわめて重要であることを踏まえ、発電用施設の周辺地域における公共施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図り、これによって発電用施設を円滑に設置、運転していくことを目的としており、1974(昭和49)年6月6日に公布された。

● 発電用施設

この法律における「発電用施設」は、「発電事業者、日本原子力研究開発機構が設置する一定規模以上の原子力、水力、地熱、火力（沖縄県に設置されるものに限る）の電源」、および再処理施設など「原子力発電と密接に関連する施設」と定められている。

● 地点の指定

この法律が適用される地点の指定にあたっては、主務大臣（文部科学大臣、経済産業大臣）が、予定されている地点のうち、定められた要件に該当するものについて関係する行政機関の長と協議のうえ指定し、公示する。

● 公共用施設整備計画、利便性向上等事業計画の作成と承認

都道府県知事は指定された地点の周辺地域について、対象地域、対象施設、対象事業などを盛り込んだ公共用施設整備計画、利便性向上等事業計画を作成し、主務大臣と協議し、同意を求めることができる。主務大臣はその計画が適当なものと認められる時は、関係行政機関の長らと協議のうえ同意する。

● 電源立地地域対策交付金の交付

国は、地方公共団体に対し、公共用施設整備計画、利便性向上等事業計画に基づく事業の経費にあてるために電源立地地域対策交付金（電源立地促進対策交付金相当部分）を交付することができる。交付金の限度額や交付期間は規則によって定められている。

発電用施設周辺地域整備法は、電源開発促進税法、特別会計に関する法律（旧電源開発促進対策特別会計法）と相互に機能して電源立地促進対策を推進する制度を形成しており、この3つの法律を総称して一般的に「電源三法」という。

j-9 原子力基本法

- わが国の原子力政策の基本方針を定めた法律。
- 「民主」「自主」「公開」の三原則を謳う。

この法律は、原子力の研究・開発・利用を推進して将来のエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することを目的に、1955(昭和30)年12月19日に制定された。

原子力三原則

原子力基本法は日本の原子力政策の基本方針として、原子力の研究、開発および利用は平和の目的に限り、安全の確保を旨として民主的な運営のもとに自主的に行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものと定めている。

上記は原子力三原則に基づくものであり、この三原則は日本学術会議第17回総会(昭和29年4月)で提唱されたものである。

概要^{注)}

- 1) 原子力の研究、開発及び利用の情報は完全に公開され、国民に周知されること。
- 2) 原子力の研究は民主的な運営によってなされ、能力あるすべての研究者の十分な協力を求めること。
- 3) 原子力の研究と利用は、自主性ある運営のもとに行われるべきこと。

注) 出典:「昭和31年版 原子力白書」(原子力委員会)

原子力基本法を中心とした日本の原子力関連法規の主な体系は、次の通り。



j-10 石油石炭税

- 2003(平成 15)年 10 月 1 日から、「石油税」の課税物件に、新たに石炭が追加され、名称を「石油石炭税」に改称。
- 税率については、激変緩和の観点から、段階的に引き上げ。
- 租税特別措置法に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられ、2012(平成 24)年 10 月 1 日から適用された。

● これまでの石油税の経緯

1978(昭和 53)年度 石油税導入。税収は石油対策に充当。課税対象は石油。
1980(昭和 55)年度 税収を、石油対策に加え、石油代替エネルギー対策にも充当。
1984(昭和 59)年度 石油税率の引き上げ、課税対象を LPG・LNG にも拡大。
1993(平成 5)年度 税収を、省エネルギー対策にも充当。

● 2003(平成 15)年度税制改正

地球温暖化対策、エネルギーセキュリティ対策の充実・強化の観点から、歳出・歳入構造を見直し。石油税を石油石炭税に改称。

(歳出面)

- ・ 地球温暖化防止対策として、京都メカニズム関係対策を含むエネルギー起源 CO₂ の排出抑制対策を推進
- ・ 天然ガスシフトの加速化やアジア諸国と連携したエネルギーセキュリティ対策の充実を推進

(歳入面)

- ・ 歳出面での見直しを踏まえ、財源の安定的な確保および負担の公平の観点から、LPG・LNG に係る税率を引き上げるとともに、課税対象を石炭にも拡大。

<石炭への新規課税の理由>

- ・ 石油等と組成や生成過程が類似した資源であること
- ・ 石油等と同様に、原料や燃料として幅広く利用されていること
- ・ 石炭の利用者はこれまでもエネルギー対策の実施により実質的に受益してきたが、歳出面の見直しにより更なる受益が見込まれること など

● 2012(平成 24)年 10 月地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例

地球温暖化対策のための課税の特例により税率が上乘せされ、2012(平成 24)年 10 月から段階的に引き上げ。

(税率)		(円/kL、円/t)					
	～2003年9月	2003年10月～	2005年4月～	2007年4月～	2012年10月～	2014年4月～	2016年4月～
原油・石油製品	2,040				2,290	2,540	2,800
LPG	670	800	940	1,080	1,340	1,600	1,860
LNG	720	840	960				
石炭	—	230	460	700	920	1,140	1,370

(注) 鉄鋼・コークス、セメント製造用石炭、沖縄において発電用に使用する石炭・LNGは免税。

[石油石炭税の納税(輸入の場合)]

納税義務者：石油等貨物を保税地域から引き取る(＝輸入する)者。(税関への輸入申告における「輸入者」)。

輸入の委託を受けた商社が輸入者となる場合は当該商社。

納 税 地：保税地域の所在地。(石油等貨物を陸揚げする税関所在地。)

(注) 保税地域：外国から輸入貨物を税関通過前に置いておくことができる場所。

j-11 原子力政策大綱

日本における原子力の研究、開発及び利用については、原子力基本法の「わが国の原子力利用は、計画的に遂行すること」に沿って、1956（昭和36）年以降、概ね5年ごとに9回にわたって「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（原子力長計）」が策定されてきた。

2004（平成16）年6月から原子力に関係の深い有識者のみならず、学界、経済界、法曹界、立地地域、マスメディア、非政府組織等の各界の有識者を構成員とした新計画策定会議を設置し、新たな計画を策定することとし、名称を「原子力政策大綱」へ変更した。また、原子力政策大綱は2005（平成17）年10月14日に閣議決定され、国策として推進していく姿勢が明確になった。

現在の原子力政策大綱では、まず「核燃料サイクル政策」について、全量再処理、直接処分を含む4つの基本シナリオを、安全性、経済性、エネルギー安全保障、環境適合性等10の視点から総合評価を実施した結果、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することが基本方針とされた。またこれに関連して、プルサーマルの着実な推進や、再処理能力を超える使用済燃料を中間貯蔵で対応することも明記された。また、六ヶ所再処理工場に続く第二再処理工場は2010（平成22）年頃から検討を開始し、六ヶ所工場の操業終了に間に合う時期までに結論を得ることとした。

次に「原子力利用」については、2030（平成42）年以後も総発電電力量の30～40%程度という水準程度が、それ以上の供給割合を原子力発電が担うことが明記された。また、2030（平成42）年前後からは既設プラントを順次代替し、高速増殖炉については、2050（平成62）年頃から商業ベースでの導入を目指すこと等とする中長期の基本的方向等も示された。

その後の国内外の様々な変化を踏まえ、大綱策定から5年を迎えた2010（平成22）年11月に「新大綱策定会議」が設置された。

ここでは5回の審議が行われたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け審議が中断。その後、2011（平成23）年9月に審議が再開したが、2012（平成24）年10月に策定作業の中止を正式決定。また「新大綱策定会議」を廃止した。

j-12 再処理等拠出金法（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律）

- 使用済燃料の再処理等の着実な実施のため、再処理等の業務を行う認可法人（使用済燃料再処理機構）を新たに設立し、再処理等に必要な資金の拠出を、原子力事業者に対して義務付けるもの。

エネルギー基本計画（2014年（平成26年）4月閣議決定）に掲げられている核燃料サイクルの推進という基本方針の下、原子力事業者は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（再処理等積立金法）に基づき、必要となる資金を自ら外部に積立てて確保してきた。

しかし、2016年（平成28年）4月から開始された電気事業の小売全面自由化に伴い、地域独占・総括原価方式が撤廃されることで原子力事業をめぐる事業環境に大きな変化が生じることとなり、競争が進展する中で、原子力事業者の経営状況が悪化し、必要な資金を安定的に確保することができなくなる等により、再処理等が滞るおそれがある。

こうしたことから、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な措置を講じ、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的として、再処理等積立金法を改め、2016年（平成28年）5月に「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（再処理等拠出金法）が成立、同年10月に施行された。

再処理等拠出金法の主な内容は以下の通り。

1. 拠出金制度の創設

- ①再処理等に必要な資金を、新設する認可法人に拠出することを、原子力事業者に対して義務付ける。その際、再処理工程と不可分な関連事業の実施に要する費用も拠出金の対象とする。
- ②拠出金が支払われた場合、認可法人は使用済燃料の再処理等を行わなければならないことを規定。

2. 認可法人制度の創設

- ①再処理等を着実にを行う認可法人（使用済燃料再処理機構）を設立する。
- ②認可法人は主な業務として、関係する事業全体を勘案した実施計画の策定、拠出金単価の決定・拠出金の収納、使用済燃料の再処理等を行う。

3. 適正なガバナンス体制の構築

認可法人においては、第三者（有識者）を含めて意思決定を行うとともに、認可法人の運営には国が一定の関与を行うこととし、事業全体のガバナンスを強化。

●再処理等拠出金制度の概要

